

## 令和2年10月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年10月30日（金曜日） 議事開始 午前 8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優  
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美  
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則  
増田 賢造 中津 ゆみ子

### 事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司  
農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

## 議 題

- 報告第14号 農地等の合意解約について
- 報告第15号 農用地利用配分計画について
- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第40号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第41号 農用地利用集積計画について
- 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第44号 非農地証明願いについて

事務局長     それではただいまから令和2年10月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長     【あいさつ・・・】

尾山議長     次ぎに委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は28人で全員でございます。

尾山議長     これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、岩屋委員と田上委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第14号から報告第15号及び議案第39号から議案第44号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長     (議案朗読)

尾山議長     議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第14号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局       議長。

尾山議長     事務局。

事務局       それでは、報告第14号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は9件でございます。2ページをご覧ください。

令和2年10月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番から3番につきましては、現在、畑かん事業に伴い、耕作ができないため、いったん解約するものでございます。工事完了後は、農地中間管理事業での貸借を希望しているとの事でございます。

整理番号4番につきましては、農地中間管理事業へ移行に伴い解約するものです。

整理番号5番につきましては、先月9月総会での基盤法の議案の関連で

ございます。

整理番号6番及び7番につきましては、今後、贈与する予定のため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第15号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第15号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和2年10月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計12件、42筆、51,102㎡となっております。詳細につきましては、4ページから8ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第39号についてご説明いたします。9ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転4件、貸借2件の合計6件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず、所有権移転からご説明いたしますので10ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2, 895㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、712㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号3番、田1筆、458㎡の贈与です。11ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、1, 575㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。所有権移転については、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので12ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、1, 942㎡の賃貸借です。

整理番号2番、畑1筆、1, 639㎡の賃貸借です。以上、所有権移転4件、貸借2件です。皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第39号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番及び2番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いいたします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 それでは整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされています。周囲は東側と西側が山林に接しています。農地の形は細長く不整形ですが、日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で後継者はおります。地域との調和については、受人は兼業であります。営農に一生懸命に取り組んでおり、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

続きまして、整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。先ほどの整理番号1番の申請農地のすぐ南側にあります。東側と西側が山林と接していますが。農地の形は良く、日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてですが、先ほど整理番号1番の受人と同じであるため、省略いたします。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地を及び申請人「受人」の確認を谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 それでは整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされています。周囲は基盤整備済みの水田地帯です。農地の形は良く、日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。地域との調和については、営農に一生懸命に取り組んでおり、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に11ページの整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周辺は畜舎と水田が混在しています。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者はおります。権利取得後も同様に水田として利用するとの事でございます。地域との調和については、周辺の農家の方に迷惑を掛けないようにするとの事でした。所有農地の管理も

行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、  
よろしく願いいたします。

尾山議長 次に12ページの貸借整理番号1番及び2番の土地及び申請人「受人」  
の確認を栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇  
自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は宅地と畑が混在  
しています。農地の形は良く、日照・接道・用排水は良好です。現在、  
甘藷が作付けされてきました。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇  
自治会で露地野菜主体の専業農家で後継者はおります。地域との調和に  
ついては、農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しまし  
た。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、  
〇〇自治会内にあります。先ほど整理番号1番の申請農地の北側にありま  
す。基盤整備はされていません。周囲は宅地と畑が混在しています。  
農地の形は不整形ですが、日照・接道・用排水は良好です。現在、甘藷が  
作付けされてきました。

続きまして、受人ですが、先ほど整理番号1番の受人と同じであるため、  
報告は省略いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明  
をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号  
まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませ  
んでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前

調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第39号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第40号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議長。

尾山議長 　事務局。

事務局 　議案第40号についてご説明いたします。今月の指定申出件数は2件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略後説明致します。14ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、畑1筆、計3筆、2,054㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。

整理番号2番、畑1筆、1,314㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。以上、皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長 　事務局の説明が終わりました。議案第40号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。まず、整理番号1番について溝添委員をお願いします。



溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 それでは、整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。田2筆は、道路と道路に挟まれた細長い農地で畑は、小区画の農地ですすでに遊休化していました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に整理番号2番について稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは、整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況は宅地と農道に挟まれた不整形の農地です。すでに遊休化していました。以上、報告いたします。

尾山議長 担当委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。これより議案第40号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第41号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第41号をご説明いたします前に、議案書の訂正をお願いいたします。23ページから24ページ、所有権移転整理番号5番から7番をご覧ください。整理番号5番から7番は受人が同一で申請農地も隣接していたため、3件とも全て増田委員の掘起しと記載していましたが、増田委員より掘起しは7番だけで5番及び6番は違うとの報告がありました。従いまして、23ページの整理番号5番の備考欄の堀越し増田委員を削除、次に24ページの整理番号6番の備考欄の掘起し増田委員も同様に削除していただきますようお願いいたします。それでは、議案第41号について、ご説明いたしますので15ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転9件、利用権設定10件、合計19件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が8件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。16ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、916㎡の売買です。価格は10アール〇〇円です。山口委員の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、1,831㎡の売買です。価格は10アール〇〇円です。こちらも山口委員の掘起しです。

整理番号3番、田1筆、646㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。こちらも山口委員の掘起しです。

整理番号4番、17ページから23ページをご覧ください。田6筆、畑21筆、計27筆、54,191.90㎡を父から子へ一括贈与するものです。

整理番号5番、23ページから24ページをご覧ください。田1筆、1,429㎡の売買です。価格は総額〇〇円です

整理番号6番、田1筆、1,317㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、田1筆、653㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号8番、24ページから25ページをご覧ください。畑5筆、5,439㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。26ページをご覧ください。

整理番号9番、田1筆、961㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、所有権移転9件です。続きまして、利用権設定について、ご説明いたします。なお、利用権設定については、借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。27ページをご覧ください。

整理番号1番、27ページから28ページになります。田4筆、5,100㎡の賃貸借です。山口委員の掘起しです。

整理番号2番、28ページから29ページをご覧ください。田3筆、1,558㎡の賃貸借です。増田委員の掘起しです。

続きまして、整理番号3番から整理番号10番までは農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号3番、29ページから30ページをご覧ください。田2筆、1,440㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田2筆、畑1筆、計3筆1,577㎡の賃貸借です。31ページをご覧ください。

整理番号5番、畑1筆、1,691㎡の賃貸借です。

整理番号6番、畑2筆、2,073㎡の賃貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号7番、畑3筆、3,541㎡の賃貸借です。

整理番号8番、32ページから33ページをご覧ください。田1筆、

605㎡の賃貸借です。

整理番号9番、33ページから34ページをご覧ください。田5筆、3,717㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田2筆、1,994㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議方よろしくお願ひいたし

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第41号の審議に入ります。所有権移転整理番号1番及び2番の譲受人は〇〇委員です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 　それでは、ただ今から所有権移転整理番号1番及び2番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番及び2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 　次に28ページの利用権設定整理番号2番の借受人は〇〇委員です。よって、農業委員会等にする法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長　それでは、ただ今から利用権設定整理番号2番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定整理番号2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長　それでは、所有権移転整理番号1番、2番及び利用権設定整理番号2番を除く、議案第41号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

杉元委員　議長。

尾山議長　杉元委員。

杉元委員　19ページの所有権移転整理番号4番は一括贈与となっておりますが、贈与税はかかるのでしょうか。基盤法を使うと贈与税はどうなるのでしょうか。贈与税がかかるのかかからないのか、お聞きします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　ただいまの杉元委員のご質問にお答えいたします。贈与税には、相続時精算課税制度という制度が、今あります。昔からある一括贈与の贈与税猶予制度は違うものです。そちらに関しては、来年の2月の申告で税務署に申告していただくもので農業委員会での事前審査はないとなっております。よろしかったでしょうか。

杉元委員　議長。

尾山議長　杉元委員。

杉元委員 結局、贈与税がかかるのか、かからないのかお聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 贈与税に関しては、相続時精算課税を使いますという申し立てを2月の申告の時に税務署へ提出していただければ、贈与税がかからずに渡人の方が亡くなった時に相続税がかかるかかからないかで精算するという制度でございます。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 渡人が亡くなった時にかかるという事でしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 そこまでは、贈与税が保留されていて、すぐに贈与税がかかるという訳ではないと考えていただいてよろしいかと思えます。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 受人と渡人は親子で私の担当地区の方ですが、こういう場合は贈与をしなくても相続でした方が安く済むのではないかと思います。事務局ではアドバイスをしなかったものか、お聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの増田委員のご質問にお答えします。お父さんが高齢である事から早めに全部済ませてしまいたいと相談を受けました。現在、地籍調査が実施されている関係で何年か後で贈与した方がいいという話もいたしましたが、渡人の年齢的な事もあり、一括で贈与したいとの事でした。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 親族、身内、兄弟などが多いと父親が死ぬと相続争いが、すぐ起ります。

自分の現状の経営規模を承継するには、父親が一生懸命に働く子供に、生前一括贈与するのは、一番いいと思います。何ら問題ないと思います。以上です。

尾山議長 ありがとうございます。生前一括贈与すれば、その農地は絶対に売る事はできません。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第41号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第44号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。35ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件でございます。内容につきましては、36ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、8, 134㎡を山林として追認申請するものです。申請人より顛末書の提出がございます。排水につきましては、地下浸透となります。

続きまして、議案第43号の農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。37ページをご覧ください。先ほど局長から説明がございましたが、誠に申し訳ございませんが、訂正がございます。今月の許可申請件数は2件と記載していますが、3件の誤りであります。訂正

をお願いいたします。また先ほど配布いたしました38ページの1ページは、整理番号3番となりますので38ページの次に差し込み方、よろしくをお願いいたします。ご迷惑をお掛けしまして、誠に申し訳ありません。システムへの入力ミスの問題でこのようになってしまいました。今後、このような事が無いように発生防止策も取っております。よろしくお願いいたします。それでは説明いたします。今月の許可申請件数は3件でございます。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。38ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、1,533㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年11月30日から令和3年5月10日までとなっております。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金で対応されるものでございます。排水につきましては、申請書には地下浸透と記載されていますが、隣接の水路に排水するように指導はしているところでございます。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、101㎡を庭として申請するものでございます。権利関係は贈与となります。受人と渡人の関係は兄弟です。工事期間は令和2年11月30日から令和2年12月10日までとなっております。事業費につきましては、自分の所にある砂利をまくだけなので事業費は発生しません。雨水による排水は、地下浸透で処理します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、1,004㎡を資材置場として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年12月10日から令和2年12月31日までとなっております。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金で対応されるものでございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、議案第44号の「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は2件です。申出人の住所・氏名、立地基準に



については省略させていただきます。40ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田3筆、1,916㎡です。申請理由は原野です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、76㎡です。申請理由は原野です。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第42号から第44号については、10月29日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 下原第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、10月29日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条1件、農地法第5条3件、非農地証明願い2件、計6件です。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

農地法第4条の議案第42号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は今年3月に杉の植林を行いましたが、転用申請を失念し、今回、追認するものでございます。場所は、〇〇地区です。〇〇から北北東に約400mのところのところに位置します。申請地の状況は、西側は市道、残りは全て山林に接しています。周囲に農地はないことから農地への影響は全くと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第43号、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は県外の太陽光発電事業者です。太陽光発電施設を設置したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談し、承諾を得たので申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北東に約100mのところのところに位置します。申請

地の状況は、東側は宅地、西側は水路、南側は水田、北側は市道に接しております。南側に農地がありますが、農地に影響のないように設置するとの事でしたので農地への影響は全くないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は、今回、所有する貸家に庭がなかった事から所有者である譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇から東に約250mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は全て宅地となっており農地が無い事から、農地への影響は全くないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。譲受人は市内で電気水道業を行っています。今回、新しく資材置場を設置したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南西に約140mのところに位置します。申請地の状況は、東側は国道、西側は市道、南側は宅地、北側は田に接しております。北側に農地がありますが、すでに遊休農地となっている事から農地への影響は全くないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第44号の整理番号1番につきまして、ご説明いたします。場所は〇〇地区で現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断いたしました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明します。場所は〇〇地区で現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断いたしました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請

1件、農地法第5条申請3件、非農地証明願い2件の計6件につきまして、全会一致で許可相当と判断いたしました。

皆さまにご審議をお願いいたしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第42号から第44号の計6件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第44号整理番号1番の申請者は、〇〇委員です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から議案第44号整理番号1番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 申請地は現在、耕作されていない水田でしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの稲田委員のご質問にお答えいたします。以前は、飼料作物を作付けされていましたが、周囲が山林・竹林のため、竹が農地の方に倒れ込んできたりしています。その後、自己保全管理、耕起するだけとなったとの事です。どうして周囲が山林であるため、日照時間が短い、また、農地の形状が細長く不整形で今後、耕作できないとの事で申請されたとの事でございます。以上です。

稲田委員 わかりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第44号整理番号1番に対する第1小委員長の報告は非農地としてやむを得ないとの事であります。また、事務局の判断も同様でございます。お諮りいたします。議案第44号整理番号1番は原案のとおり、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、議案第44号整理番号1番を除く、議案第42号、議案第43号、議案第44号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 質疑いたします。36ページの議案第42号の整理番号1番について、お聞きします。承認とかそういった問題ではありませんが、ここの申請地が約80アールと広い土地で農業振興地域内農用地（青地）であった訳です。農振除外をして、植林をしたとの事です。道路に隣接していますが、周囲は山林という状況です。植林した後に顛末書を提出すれば、それで済

むという状況が腑に落ちないところです。農振除外の申請はされたはずなので転用申請をすべきであろうと思います。前々回の総会の時にもこういう事案について、意見を述べたところでございます。我々、委員が指導をしていく中でこういう事をするには、こういう手続きが必要だと指導していく必要があると思います。事後承諾という事であれば、何をやってもいいという形になりますのでその事をいろいろ指導して欲しいとお願いしたいと自分も含めてですが、よろしく申し上げます。以上です。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 ただいま会長代理からご意見を頂いた訳ですが、私達、事務局としても農振除外の担当である畜産農政課と連携いたしまして、農振除外の次は農地転用であるという事を指導していきたいと思います。このような案件が今後、発生しないようにしていく所存でございますのでよろしく願いいたします。

尾山議長 少し補足いたします。昨日、現地に行きましたが、杉の高さが1メートルぐらいになっていましたが、きれいに植えてありましたが、植えた後に転用申請されたからこのような事になったという事です。よくクヌギなどを植林されている人がおられますので委員それぞれ指導等をお願いいたします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 申請者を良く知っております。昔、施設園芸、野菜を作付けされていた方でございます。まあ、農業を良くしていた方なので何でなのかと思いましたが、後継者がおられないのでしょうか。将来を考えられて植林されたのでしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 栗下委員のご質問にお答えいたします。後継者の方につきましては、

いらっしゃらないと聞いているところでございます。ただ、委員が言われた通り、農地をたくさん持っておられ、頑張って来られた方でございます。現地につきましては、元々、半分、茶園がありまして、茶を伐根して、杉を植林したとの事でございます。経緯につきましては、本人に聞き取りをしましたが、本人は農振除外が済んだから大丈夫だと思ったとの事ございました。事務局といたしましても今後、農振除外の担当と連携を密にして、今後、このような事がないようにしていく所存でございます。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 何事にも物の順序がありますのでいわゆる法の順守を皆さんしていれば、こういう問題は起きない。ただ、法をいってしまうといろいろと人間社会では、いろいろ不事由な事となりますので道筋を立てたご指導をお願いしたいと思います。あくまでも要望でございます。以上です。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 参考までにお聞きしますが、何十年前に杉を植林して、わからないまま、現在に至った場合、税金の対応というのは、何か基準があるのでしょうか。ちょっと事務局にお聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 確認ですが、税金の対応という事でしょうか。

宮田委員 そうです。

事務局 畑と山林では、固定資産税額は変わってきます。そのまま気づかなければ、そのままである可能性はあります。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 補足いたしますが、固定資産税は台帳地目ではなく、現況地目で課税します。畑であっても木が植林されている場合は、現況山林で課税されま

す。同じように畑であっても家が建っていれば、現況宅地で課税されます。台帳地目とは関係ない事を理解していただければよろしいかと思えます。

尾山議長 宮田委員、よろしいでしょうか。

宮田委員 はい。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 80アールというかなり広い面積ですが、他に借りて作る人を探されなかったのか、あるいは耕作できなかったのか、お聞きします。あと、杉を植林されて場合は、周囲の人も不思議に思うと思いますので各地区の担当委員も農地パトロールなどで気をつけていかないといけないと思います。以上です。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 稲田委員のご質問にお答えいたします。申請地は〇〇地区から〇〇地区にいく農免道路沿いにございます。周囲は全て山林です。なだらかな斜面上にある農地です。そのため、露地野菜などの作物が作付けできない状況です。元々、茶園であったようです。周囲が山林のため日照も良くないようであっせんの依頼も事務局にありましたが、売買や貸借の話などは、難しかったようでございます。以上でございます。

尾山議長 面積は80アールありますが、その3分の1はすでに山林化してしましました。残りの半分くらいが茶園として利用されておりました。周囲は山林ですが、農地の真ん中あたりでは、日照は良いようです。第1小委員会でも委員長はじめ委員の皆様で協議しましたが、売買・貸借の話もなく、立地条件も悪いという事から農地転用もやむを得ないとの結論に至ったしだいでございます。他に質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第44号整理番号1番を除く、議案第42号から第44号に対する第1小委員長

の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第44号整理番号1番を除く、議案第42号から第44号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第42号及び第43号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第44号は、お諮りのとおり決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時24分